

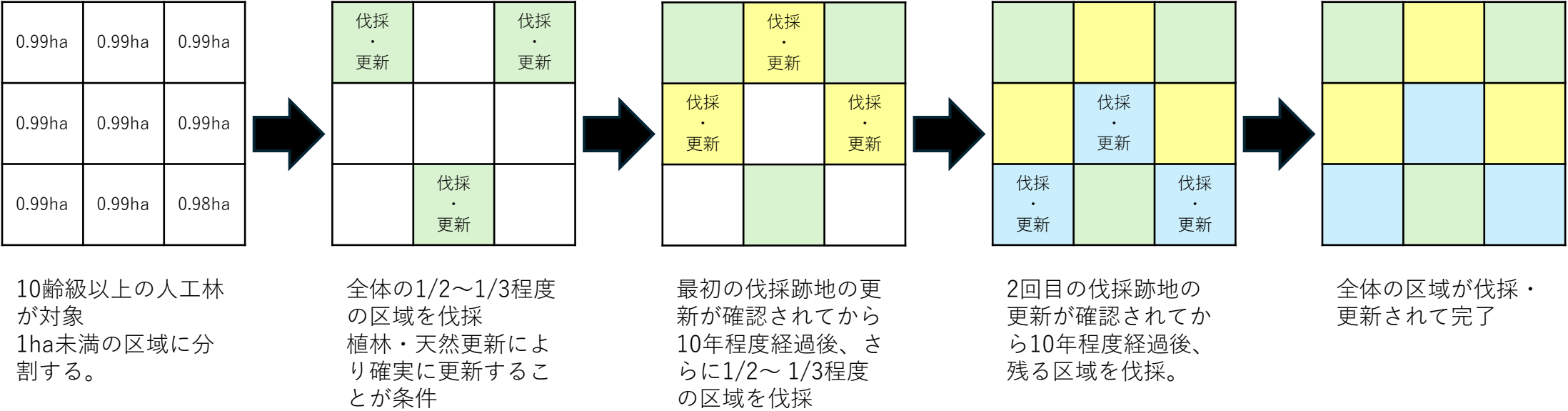
公社収穫事業の概要

■分割伐採による収穫事業の実施

昭和40年から植林を開始した林業公社経営林は成熟し、今後順次収穫期を迎え、地域木材産業への原木供給のほか、バイオマス需要への供給も大きく期待されているところです。

一方で、大面積契約地を一斉皆伐することは、森林のもつ公益的機能の低下を招く恐れもあることから、島根県林業公社では、契約地を分割した小面積皆伐により、公益的機能の維持に配慮した収穫事業を実施していきます。

〔分割伐採のイメージ〕
○ 1 契約地 8.9haの場合



収穫事業の内容は立木伐採から素材売払いまでとし、各木材関係事業体の専門性を考慮し、立木の伐採から素材の山土場への集積までを行う「収穫伐採システム」と山土場に集積した材を売り払う「原木安定供給システム」に分けて実施します。
詳しい内容は島根県林業公社までお問い合わせください。